

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R2企総管 吉野川北岸工業用水道 沈殿池清掃業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と読み替えるものとする。

(委託業務箇所)

第5条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

板野郡松茂町長岸 吉野川北岸工業用水道 浄水場

(対象設備)

第6条 本業務の点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

(1) 対象設備

ア 沈殿池、フロキュレータ池及び流水路（以下「沈殿池」という）

8池

(業務内容)

第7条 本業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 業務内容

ア 沈殿池の堆積泥土を、代掻き、既設ポンプ圧力水等を用いて清掃する。

イ 沈殿池の側壁、構造物等も含めて清掃する。

(2) 業務詳細

ア 現場作業期間は、監督員が指定するものとする。

イ 沈殿池の抜水は、発注者が行うものとする。

ウ 沈殿池の清掃は、2池ごとに、4回に分けて行う。

エ 作業は複数名で行うこと。

オ 沈殿池の清掃は、できるだけ速やかに完了すること。

- カ 沈殿池泥土の沈殿池外への搬出（泥土ポンプによる）は発注者が行うため、監督員及び受注者双方が連絡を密にして清掃を実施するものとする。
- キ 泥土の排出に際し、泥土処理設備（弁、ポンプ等）を損傷する恐れのある石、コンクリート片等の異物は予め除去しておくこと。
- ク 「泥土処理業務」が本業務と同箇所にて並行して行われる。したがって、これと協調を保つため、発注者が一時的に作業の中断を指示する場合がある。また、受注者は、「泥土処理業務」等他作業との工程調整のため、清掃方法等を監督員と随時協議し、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- ケ 排出される泥土に含まれる水を減少させることにより泥土処理が円滑となるため、泥土の排出には主に代掻きを使用し、既設ポンプ圧力水の使用は極力控えること。
- コ 既設ポンプ圧力水を使用する際は、同時に2箇所以上のバルブを開状態にしないこと。
- サ フロキュレータ池で既設ポンプ圧力水を使用する際は、フロキュレータ設備の損傷を防ぐため、既設ポンプ圧力水の圧力を抑えるなど対策を行い使用すること。また、フロキュレータ翼の上に乗る等、フロキュレータ設備に損傷を与える行為は行わないこと。
- シ その他監督員の指示に従うこと。

（諸法令の遵守）

第8条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) その他関係法令等

（提出図書）

第9条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】（以下「ガイドライン」という。）」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）しなければならない。なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、提出するものとする。
- 3 受注者は、原則として業務写真は電子納品するものとする。ただし、着手前及び完成写真に限り、電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。
- 4 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議のうえ、すべての書類又は図面のみを紙納品することができる。
- 5 受注者は1項に定める電子成果品（正・副2部）のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 業務計画書	契約後7日以内	2部
ア 業務概要	イ 実施方針	
ウ 作業方法	エ 工程表	
オ 業務組織計画	カ 主要機械器具	
キ 使用する主な図書及び基準	ク 打合せ計画	
ケ その他		
(2) 業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	1部
(3) 業務写真（代表写真）	〃	1部
(4) 業務写真	〃	2部
(5) 監督員が指示する図書		必要部数

（現場責任者）

第10条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式5）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

（その他）

第11条 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。ただし、清掃用消防ホース、一部代掻きは発注者が貸与する。

- 2 本業務にあたり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 3 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。

- 4 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 5 受注者は、本業務実施に際し監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 6 受注者は、本業務実施に際し原則として現場責任者を現場に常駐させた上で作業を行わなければならない。
- 7 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 8 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
- 9 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。

(業務の完了)

第12条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

徳島県企業局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。